

消滅の危機にある方言の記録作成及び啓発事業の選考方法について

令和 7 年 4 月 2 3 日
文 化 庁 次 長 決 定

1 選考方法

本委託事業における企画提案の選定は、文化庁に設置する外部有識者 5 名から成る審査委員会（以下「審査委員会」という。）による書類審査及び合議審査によって行う。

2 書類審査

（１）評価方法

評価は、企画提案ごとにそれぞれ「絶対評価」にて行うものとする。各審査委員は、（２）に示す審査項目ごとに、（３）に示す評価基準に基づき点数化する。各審査委員の点数を合計した点数を平均した点数がそれぞれの企画提案の評価点となる。

（２）審査項目

①事業趣旨の理解、事業の実現性及び対象とする方言の妥当性

- ア 事業の趣旨を理解していること。
- イ 事業の趣旨にかない、実現可能な具体性を持った取組内容であること。
- ウ 対象となる方言が、取組の内容に対して適切に選ばれていること。

②成果の検証方法及び取組の継続性

- エ 成果の検証方法が適切なものであり、今後の取組につながっていく可能性のあること。

③経費の妥当性

- オ 取組の内容に対して、妥当な経費が示されていること。また、効率的な運営がなされる工夫が盛り込まれていること。

④実施の方法と体制、情報の扱い及び感染症対策等

- カ 取組の実施にふさわしい方法、必要な人員及び組織体制が整っていること。
- キ 非公開とすべき情報の扱い等について適切な方針が立てられていること。
- ク 感染症の感染拡大等、緊急事態への対応の想定が示されていること。

⑤有益な提案及び情報

- ケ 取組にとって有効な提案や有益な情報（類似の取組の実績などを含む。）が示されていること。

⑥その他

- コ ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定等を受けていること。

(3) 評価基準

審査項目①～⑤

とても優れている＝10点 優れている＝8点 やや優れている＝6点
普通＝5点 やや劣っている＝3点 劣っている＝1点
審査の対象となる審査項目として認められる内容がない＝0点

審査項目⑥

下記の評価基準に基づき、認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

●女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定、プラチナえるぼし認定）等

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）＝2点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）＝3点
- ・認定段階3＝4点
- ・プラチナえるぼし認定＝6点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務のない事業主（常時雇用する労働者数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝1点

●次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業、トライくるみん認定企業、プラチナくるみん認定企業）

- ・くるみん認定①（平成28年3月31日までの基準）＝2点
*次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第31号。以下「平成28年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成28年改正省令施行規則第2条第3項の規定に基づく認定
- ・トライくるみん認定＝3点
- ・くるみん認定②（平成28年4月1日から令和4年3月31日までの基準）
＝3点
*次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令施行規則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、くるみん認定①の認定を除く。）
- ・くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）＝3点
*令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定
- ・プラチナくるみん認定＝6点

●青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ・ユースエール認定＝2点

※内閣府男女共同参画局長の認定等を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。

●上記に該当する認定等を有しない＝0点

(4) 書類審査における選考

- ・書類審査において、審査委員会の委員の半数以上が1点又は0点とした審査項目（審査項目⑥は除く）が一つ以上ある企画については、不合格とする。
- ・総合得点の4割に満たない団体については採択しない。

3 審査委員会における選考

書類審査を経た企画については、審査委員会の議を経て選考する。

審査委員会においては、得点の高いものから、対象方言の地域バランス等を総合的に判断し、予算の範囲内において選考する。

ただし、選考する企画について、審査委員会による修正意見を付して条件付きで選考する場合や委託業務見積書に記載された合計額より低い額でもって選考する場合がある。

消滅の危機にある方言の記録作成及び啓発事業の選考における審査要領

消滅の危機にある方言の記録作成及び啓発事業における企画提案の審査、評価及び選考を行うため、審査委員会を置く。本事業の企画提案の選定は審査委員会によって決定するものとし、審査委員は下記について遵守しなければならない。

記

(秘密の保持)

第1 審査委員は、本審査で知り得た情報を口外してはならない。ただし、公表されている内容はその限りではない。

(利害関係者の審査)

第2 審査委員は、競争参加者の中に次のいずれかに該当する者がいたときは、速やかに文化庁に申し出なければならない。

- ① 競争参加者の企画提案書の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があった場合
 - ② 審査委員が所属している法人等から申請があった場合
 - ③ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者から寄附を受けている場合
 - ④ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行いかつそのための資金を審査委員自身が受けている場合
 - ⑤ 審査委員自身と競争参加者との間に、過去5年以内に取引がありかつ競争参加者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合
 - ⑥ 審査委員自身が、競争参加者の発行した株式又は新株予約権を保有している場合
 - ⑦ その他、競争参加者（競争参加者が法人の場合はその役員、その他企画提案書の中の研究代表者又は共同参画者等を含む）との間に深い利害関係があり、当該競争参加者の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合
- 2 前項の①から⑥に該当する場合、当該審査委員はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。また、⑦に該当する場合、文化庁は審査委員会に当該審査委員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該審査委員自ら当該競争参加者の審査を辞退した場合はその限りではない。
- 3 審査委員会は、前項の要請を受けた場合は直ちに審査委員の中から委員長を選任し、当該審査委員の審査の可否について決定しなければならない。また、審査委員会は、前項の要請を拒否することもできる。
- 4 審査委員は、前項により審査委員会が審査を行ってはならないことを決定した場合又は要請を拒否した場合は、その関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。

(不公正な働き掛け)

第3 審査委員は、当該審査について不公正な働き掛けがあった場合は、速やかに文化庁に報告しなければならない。

2 文化庁は前項の報告を受けた場合は、適切に対処しなければならない。